

○北海道地域警察運営規程の運用について

令和5年3月3日

道本地第7638号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、北海道地域警察運営規程（平成28年警察本部訓令第3号。以下「訓令」という。）の解釈及び運用方針について所要の見直しを行い、令和5年4月1日からは次によることとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「北海道地域警察運営規程の運用について」（平28. 3. 10道本地第7267号）は、同日付けで廃止する。

記

第1 見直しの要旨

巡回指導の実施基準は、別に定めることとした。（第2の16の事項関係）

第2 訓令の解釈及び運用方針

項目	解釈及び運用方針
1 趣旨（第1条関係）	訓令にいう「地域警察勤務」には、鉄道警察及び警察用船舶の勤務並びに警察本部及び方面本部の通信指令の勤務を含まないものとし、これらの勤務に関する準則及びその運営に関し必要な事項は、個別の訓令又は通達に定めるところによる。
2 地域責任（第3条関係）	(1) この条は、地域警察官が、地域を担当する自覚と責任を持って、地域との関わりを基軸とした活動を行うことにより、地域住民の日常生活の安全と平穩の確保に当たるという「地域責任」を明確にしたものである。 (2) 「地域責任」は、全ての地域警察官に課せられるものである。
3 警棒の把持及び耐刃防護衣の着装（第6条関係）	(1) 「夜間」とは、おおむね日没時から日出時までの時間をいう。 (2) 「必要があると認められるとき」とは、北海道警察緊急配備規程（平成4年警察本部訓令第3号）第15条に規定する緊急配備対象事件（24の(1)の事項において単に「緊急配備対象事件」という。）又は警察官に危害が及ぶおそれのある事件、事故等が発生した場合において地域警察官が自ら必要と認めるときのほか、署長等が必要と認めて指示した場合をいう。
4 通常基本勤務（第8条関係）	警視又は警部の階級にある交番所長及び警備派出所長の勤務方法については、この条第1号及び第5号の規定（在所を除く。）を適用しない。
5 特別勤務（第	(1) 「特別の勤務」（以下「特別勤務」という。）とは、事件、事故

<p>9 条関係)</p>	<p>等の発生や特別の治安情勢がある場合において、通常基本勤務を通じて行うことが適当でなく、又はそれが困難であるときに従事すべき勤務をいい、各号の解釈については、次のとおりである。</p> <p>ア 第1号の「緊急配備」には、重点警戒のための活動を含む。</p> <p>イ 第2号の「事件事故処理」には、所管区（ブロック運用を行う場合におけるブロックを含む。ウの事項からオの事項まで、10の(2)の事項及び同(3)の事項並びに20の(1)の事項において同じ。）で発生した事件、事故等の現場における初動的な措置はもとより、実況見分調書その他捜査書類の作成など、当該事件、事故等の処理に付随する活動を含む。</p> <p>なお、交番、駐在所又は警備派出所（以下「交番等」という。）の施設内において現場臨場を伴わずに行う被害届又は交通事故の届出の受理は、「諸願届の受理」として捉えるものであり、「事件事故処理」には含まない。</p> <p>ウ 第3号の「特別取締活動」とは、所管区において、放火、痴漢等の事件が連続発生している場合、交通事故が多発している場合等に、地域警察官が地域責任を全うするため主体的に行う各種捜査や取締り等の活動をいう。</p> <p>エ 第4号の「地域参加活動」とは、所管区における交番・駐在所連絡協議会の開催、交通安全教室、防犯講話、地域住民との懇談会への参加等の活動をいう。</p> <p>オ 第5号の「その他の活動」とは、所管区における祭典、海水浴場等において雑踏警備に従事する場合等、地域警察の任務を達成するために必要な活動をいう。</p> <p>(2) 警ら用無線自動車への補勤は、警ら用無線自動車での勤務を通じて地域責任を果たすものであり、特別勤務には該当しない。</p> <p>(3) 地域警察官を特別勤務に従事させる場合は、その必要性並びに勤務時間及び勤務内容について検討を加え、特別勤務に従事させることによる地域警察活動への影響が最小限度となるよう配慮すること。</p> <p>(4) 特別勤務が地域警察部門以外の部門の行う活動に関係する場合は、当該部門との連携を図ること。</p>
<p>6 転用勤務（第10条関係）</p>	<p>(1) 地域警察官は、その担当する地域において発生する全ての事件、事故等に対して第一次的な責任を負うものであるから、安易に他の業務に転用させることにより、地域住民への対応が不十分になるなど、本来の業務に支障を来すようなことがあってはならない。</p> <p>(2) 第2項の「重要又は特異な事件、事故等」とは、挙署一体での取組が要請される大規模な警衛・警護、警備実施、凶悪・重要な事件の捜査、暴力団の対立抗争時の特別警戒等をいうものであり、</p>

	<p>看守・護送並びに地域警察部門以外の部門の行う通常の事件捜査及び交通指導取締りは、これに該当しない。</p> <p>(3) 地域警察官をやむを得ず転用勤務に従事させる場合は、特に他の課・係との調整を図りつつ、次に掲げる事項に配慮すること。</p> <p>ア 転用の人員及び期間については、地域警察部門と他の部門の体制、勤務実態等を総合的に勘案し、各部門の負担が公平になるよう必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 転用勤務の長期化を避けるとともに、転用勤務が特定の地域警察官又は特定の係若しくは交番等に偏らないようにすること。</p> <p>ウ 転用中に、新たな事件、事故等が発生したり、地域住民から苦情が寄せられるなど、転用に伴う支障が生じたときは、当該転用勤務を解除するなど柔軟な対応に努めること。</p> <p>(4) 地域警察官を7日以上継続して転用勤務に従事させようとする際の警察本部長（札幌方面以外の方面の署長にあつては、当該方面本部長。(5)の事項において同じ。）の承認は、転用勤務に係る交番等の運用措置その他所定の事項を明らかにした上、警察本部地域企画課又は方面本部の地域課を経て申請し、転用の期間は1か月を目途とすること。ただし、地域警察事務勤務の地域警察官を転用勤務に従事させる場合は、当該承認を受ける必要はない。</p> <p>(5) 前事項本文により承認を受けた転用期間を超えてもなお地域警察官を転用勤務に従事させる場合は、その必要性を検討し、再度、警察本部長の承認を受けること。</p> <p>(6) 地域課長等（警察署の地域課長又は地域・交通課長（これらの者の配置がない警察署にあつては、地域係長）をいう。20の(2)の事項において同じ。）は、地域警察官を4時間以上7日未満の転用勤務に従事させようとする場合は、あらかじめ、署長の承認を受けること。この場合においては、当該転用勤務の状況を、別に定める転用勤務命令簿により明らかにしておくこと。</p>
<p>7 勤務時間（第12条関係）</p>	<p>(1) 当番日における夜間の連続休憩時間は4時間とするが、特に過重な勤務に就いた場合は、その度合いに応じ、これを延長させることができるものである。</p> <p>(2) 休憩は、配置された交番等の休憩室において行うものとするが、必要があつて当該休憩室以外の場所において休憩をしようとする場合は、あらかじめ、警部補以上の階級にある地域警察幹部又は当直責任者（これに代わる者を含む。11の(1)の事項において同じ。）の承認を得ること。</p> <p>(3) 女性警察官が配置される交番等に女性用休憩室がない場合は、あらかじめ、休憩場所を指定しておくこと。</p> <p>(4) 地域警察官は、勤務基準上休憩を割り振られている時間帯であ</p>

	<p>っても、他の警察官が不在で急訴等を受ける態勢のないときは、進んでこれを受理し、直ちに、必要な措置を講ずること。</p>
<p>8 勤務基準の策定(第14条関係)</p>	<p>(1) 勤務基準は、原則として交番等又は警ら用無線自動車ごとに策定するものであるが、地域警察官の効率的な配置・運用のため必要があると認められる場合は、ブロック又は複数の警ら用無線自動車を単位として策定することができるものである。</p> <p>また、季節や管内情勢等を勘案し、時間配分基準を1時間の範囲内で増減することができる。</p> <p>(2) 1当務4人以上の地域警察官が配置される交番については、夜間における連続休憩時間帯を除き、地域警察官が長時間にわたって不在とならないよう、施設内外の勤務のバランスを考慮して、勤務基準を策定すること。</p> <p>(3) 交番で勤務する地域警察幹部の管理・監督機能を強化するため、警部補の階級にある交番所長及び交番係長に係る立番及び見張の時間は、業務管理の時間として割り振ること。この場合において、業務管理とは、事件処理に関する指揮・指導、書類等の管理、指導教養、身上把握、実績管理等に従事することをいう。</p> <p>(4) 前3事項に掲げるもののほか、勤務基準の策定に当たっての留意事項は、次に掲げるとおりである。</p> <p>ア 交番の施設の位置その他の事情から判断して、立番による警戒効果が期待できないと認める場合は、立番に代えて見張又は在所を割り振ることができること。</p> <p>イ 交番に配置された地域警察官の人員、交番の施設の状況その他の事情から判断して、見張による警戒が適当でないと認める場合は、見張に代えて在所を割り振ることができること。</p> <p>ウ 巡回連絡を割り振る時間帯は、別に定める時間帯とすること。</p> <p>エ 所管区又は受持区の面積が広大で、巡回連絡の実施対象が遠方にある場合において、そこまでの道のりを、犯罪の予防・検挙等の活動に従事させることが効率的であると認められるときは、警らと巡回連絡とを合わせた勤務方法として、「警ら・巡回連絡」を割り振ることができること。</p> <p>オ 駐在所勤務については、警ら又はオプションタイムの時間を夜間にシフトし、おおむね1時間ないし2時間の「夜警ら」を行う勤務基準も策定すること。</p> <p>カ 交番勤務のうち、遠隔交番（警察署から遠隔の地にあり、そこで勤務する地域警察官が配置の際に参署することを要しない交番をいう。）の勤務については、指示教養等に代えて他の勤務方法を割り振ること。</p> <p>(5) 勤務基準は、所管区の治安情勢の変化に対応し得るよう、季節</p>

	<p>や管内情勢等を勘案し、適宜、見直しを行うこと。この場合においては、交番又は駐在所で勤務する警部補以上の階級にある地域警察幹部の意見を反映させるなど、各所管区の実態に即した勤務基準の策定に努め、これが形式的又は硬直的なものにならないようにすること。</p> <p>(6) 勤務基準を策定し、又はこれを変更した場合は、その内容について、警察本部地域企画課を経由して警察本部長に（札幌方面以外の方面の警察署にあっては、当該方面本部の地域課を経由して当該方面本部長に）報告すること。</p>
<p>9 月間の勤務計画（第15条関係）</p>	<p>(1) 月間の勤務計画は、その所属において、地域警察を組織的に運営し、及び管内の実情を踏まえた上で効果的に地域警察官を運用するための基本計画である。したがって、これを定めるに当たっては、その内容について、関係幹部において十分に検討を加え、当該所属の特性に応じたものとする必要がある。</p> <p>(2) 第2項の「地域警察活動並びに指揮監督及び指導教養の重点」を定めるに当たっては、管内における事件、事故等の発生状況を分析・検討して治安情勢を予測するとともに、関係課・係の月間の重点、主要行事等を考慮すること。</p> <p>(3) 第2項の「月間における勤務に必要な事項」とは、月間及び旬間の行事予定のほか、あらかじめ予定されている特別勤務の内容等をいう。</p> <p>(4) 駐在所勤務に係る月間の勤務計画においては、おおむね1週間に1回の頻度で、夜警らが実施されるよう配意すること。</p>
<p>10 勤務日の勤務計画（第16条関係）</p>	<p>(1) 勤務日の勤務計画は、その勤務日における地域警察官の配置状況、活動の重点、勤務基準の指定、勤務に関する指示等を内容とするものであることから、交番等で勤務する警部補以上の階級にある地域警察幹部の意見を反映させるなどして定めること。</p> <p>(2) 「活動の重点」を定めるに当たっては、所管区の特長や交番等で勤務する地域警察官の意見を反映させ、その内容が画一的にならないようにすること。</p> <p>(3) 勤務基準の指定は、所管区における事件、事故等の発生状況、ブロックの運用実態、交番相談員の配置状況等を考慮し、交番等に勤務する地域警察官ごとに行うこと。</p> <p>(4) 交番所長又は交番係長に同行勤務をすることとされた者がいる場合においては、当該交番所長又は交番係長の勤務基準は、業務管理の割り振られていないものを指定すること。</p> <p>(5) 地域警察官を本来の勤務場所である交番等（警ら用無線自動車を含む。以下この事項において同じ。）以外の交番等に配置転換</p>

	<p>して勤務させる場合は、当該配置転換先の交番等の勤務基準を指定すること。</p>
11 勤務変更（第17条関係）	<p>(1) 地域警察官は、第2項の規定による勤務変更の申出に際し、警部補以上の階級にある地域警察幹部が不在である場合は、当直責任者の指示を受けること。</p> <p>(2) 第2項の「その他緊急を要する場合」とは、巡視又は巡回指導を受ける場合等をいう。</p>
12 勤務記録（第18条関係）	<p>勤務日誌は、交番等、移動交番車又は警ら用無線自動車ごとに作成し、及び勤務日の活動の重点、勤務内容、事件、事故等の取扱状況、諸願届の受理状況等を記載すること。</p>
13 勤務交替及び勤務引継（第19条関係）	<p>(1) 勤務交替の迅速化に資するため、地域警察官に対する指示教養、勤務引継等については、特別の事由がない限り、30分以内に終わらせるよう努めること。</p> <p>(2) やむを得ず、配置された勤務場所以外の場所において勤務交替及び勤務引継を行う場合は、そのブロック内で勤務する地域警察官又は当該ブロック内の交番若しくは駐在所を指定して事件、事故等の発生に備えるなど、初動警察活動に間隙を生じさせないための態勢を確保しておくこと。</p> <p>(3) 第2項の「勤務中に取り扱った事項のうち必要と認めるもの」とは、勤務中に取り扱い、又は指示を受けた事項であって、その日勤務していた地域警察官だけではなく、その翌日勤務する地域警察官に対しても知らせる必要があると判断されるものをいう。これらについては、確実に、別に定める勤務引継・指示簿に記録して引き継ぐこと。</p>
14 地域警察幹部の職務（第20条関係）	<p>(1) 地域警察幹部は、それぞれの立場において、この条各号に掲げる職務を行うものである。</p> <p>(2) 地域係長（統括係長である地域係長をいう。以下この事項並びに(3)のオの事項及び同カの事項において同じ。）は、交番等、移動交番車及び警ら用無線自動車で取り扱った事件、事故等の内容を、当番日ごとに掌握し、及びその処理に責任を負うものである。</p> <p>なお、地域係長が不在又は事故ある場合は、地域課長が、警部補の階級にある他の地域警察幹部を指名し、その職務を行わせること。</p> <p>(3) 地域警察幹部相互の指揮命令の関係は、次に掲げるとおりである。</p> <p>ア 地域官及び地域・交通官は、地域警察の運営に関し総括的な責任を負う立場にあることから、その指揮命令は、警視の階級</p>

	<p>にある交番所長及び警備派出所長に及ぶものであること。</p> <p>イ アの事項と同様の考え方により、地域課長（地域・交通課長を含む。ウの事項において同じ。）の指揮命令は、警部の階級にある交番所長に及ぶものであること。</p> <p>ウ 地域課長の指揮命令は、全ての警部補以下の階級にある地域警察官に（交替制勤務の地域課長にあっては、その当番日に勤務する全ての警部補以下の階級にある地域警察官に）及ぶものであること。ただし、警視の階級にある交番所長及び警備派出所長の指揮命令が及ぶ交番等の地域警察官には、当該交番所長又は警備派出所長の指揮命令が優先される。</p> <p>エ 交替制勤務の地域課長の配置がある警察署においては、署長は、日勤制勤務の警部補以下の階級にある地域警察官を指揮監督する地域課長を指定すること。この場合において、当該地域課長は、自己と同一の当番に属する警部補以下の階級にある地域警察官のほか、当該日勤制勤務の警部補以下の階級にある地域警察官を指揮監督するものである。</p> <p>オ アの事項と同様の考え方により、地域係長の指揮命令は、警部補の階級にある交番所長、駐在所長、交番係長及び自動車警ら係長に及ぶものであること。</p> <p>カ 地域係長の指揮命令は、その当番日に勤務する全ての巡査部長以下の階級にある地域警察官に及ぶものであること。ただし、警部補以上の階級にある交番所長、駐在所長、交番係長及び自動車警ら係長の指揮命令が及ぶ巡査部長以下の階級にある地域警察官には、当該交番所長、駐在所長、交番係長又は自動車警ら係長の指揮命令が優先される。</p>
<p>15 巡視（第22条関係）</p>	<p>(1) 第1項の「必要な指揮監督」とは、地域警察官の服装及び態度、交番等の施設内外の整理・整頓状況、基本勤務の実施状況、事件、事故等及び各種届出の取扱状況その他の勤務実態を点検し、及び確認することを通じて行う指揮監督をいう。</p> <p>(2) 巡視は、比較的短時間における指導監督の手段として、随時、これを行うこと。</p> <p>(3) 巡視は、努めて職員と面接して行うこと。</p> <p>(4) 交番等の勤務は、幹部の目が行き届きづらく、一方、交番等で勤務する地域警察官の功過は、地域住民に直接影響を与えるものでもある。このことを、署長その他警察署の幹部は十分認識し、積極的かつ効率的に巡視を行うこと。</p>
<p>16 巡回指導（第23条関係）</p>	<p>(1) 第1項の「必要な指導教養」とは、15の(1)の事項の勤務実態の検証を通じて行う指導教養をいう。</p>

	<p>(2) 巡回指導は、必ず職員と面接して行うこと。</p> <p>(3) 警察署の地域警察幹部（警部補以上の階級にあるものに限る。）による巡回指導の実施基準は、別に定める。</p> <p>(4) 地域警察幹部以外の警部補以上の階級にある幹部は、随時、巡回指導を行うよう努めること。</p>
17 所管区（第24条関係）	<p>(1) 所管区は、交番等を設置する地域単位であると同時に、交番等の責任分担区域である。</p> <p>(2) 署長は、平素から、管内における治安情勢等の変化及び配置人員に応じ、統廃合を含めた所管区の見直しに努めること。</p> <p>なお、所管区を変更する必要があると認めるときは、警察本部長に（札幌方面以外の方面の署長にあつては、当該方面本部長を經由して警察本部長に）その旨を上申すること。</p>
18 受持区（第26条関係）	<p>駐在所における受持区は、通常、所管区そのものとするが、複数の地域警察官を配置する駐在所の場合には、当該地域警察官ごとに受持区を指定すること。</p>
19 立番及び見張（第29条関係）	<p>(1) 立番の目的は、警察官の姿を見せることにより、地域住民に安心感を与えるとともに、地域住民との触れ合いの機会を多くするものであること、及び通行人、通行車両等に対する警戒力を高め、犯罪の予防・検挙、交通の指導取締り等に当たることである。したがって、立番は、交番又は警備派出所の施設外のできるだけ視野の広い歩道若しくは交差点又はその周辺の適当な場所に位置して行うこと。</p> <p>(2) 見張は、立番とほぼ同じ効果を期待して行われるものであることから、これに従事するに当たっては、交番又は警備派出所の出入口付近で外部に対する警戒に最も適した場所を選定した上で、見苦しくない姿勢を保つこと。</p>
20 警ら（第31条関係）	<p>(1) 第2項の「所管区の面積、地形等から必要があると認めるとき」とは、所管区が広大であり、又はこれが山間部に位置するなど、徒歩による警らが困難な場合をいう。</p> <p>(2) 地域課長等は、警らの原則が徒歩によるものであることを踏まえ、徒歩警らと小型警ら車等による機動警らとを勤務基準において明確に区分するとともに、安易に小型警ら車等による機動警らが行われないよう必要な調整及び指示を行うこと。</p>
21 オプションタイム（第33条関係）	<p>オプションタイムにおける活動は、交番所長、駐在所長又は交番係長と協議の上、次に掲げるものの中から、自主的に選択すること</p>



係)	<p>ができるものである。</p> <p>ア 事件、事故等の発生実態や地域住民の困りごと及び意見・要望等を踏まえた先制的な活動</p> <p>イ 事件、事故等の処理に従事したことにより実施できなかった通常基本勤務の補完</p> <p>ウ 事件、事故等の処理に伴う書類作成に従事するための在所</p>
22 ブロック運用 (第34条関係)	<p>(1) ブロック運用に当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。</p> <p>ア 隣接し、又は近接する複数の交番又は駐在所の所管区にまたがる事件、事故等について、迅速かつ効率的な地域警察活動が展開されるようにすること。</p> <p>イ 特定の交番又は駐在所に勤務する地域警察官が、長時間にわたり不在とならないようにすること。</p> <p>(2) 第1項の「必要があると認めるとき」とは、重大な事件、事故等が発生した場合その他通常の勤務体制では事件、事故等に対応することが困難である場合をいう。</p> <p>(3) 第2項の「ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者」(以下この事項において「責任者」という。)とすべき交番所長、駐在所長又は交番係長が同一の当番日において同一のブロック内に複数名配置されている場合は、その中から適任と認める者1名を責任者に指定すること。この場合において、責任者は、他の交番所長、駐在所長及び交番係長と相互に協議した上、当該ブロック内の交番又は駐在所において第20条各号に掲げる職務を遂行すること。</p> <p>(4) ブロックを定め、又はこれを変更した場合は、その内容について、地域部長に(札幌方面以外の方面の警察署にあっては、当該方面本部の地域課を経由して地域部長に)報告すること。</p>
23 待機(第38条 関係)	<p>「適宜の場所」とは、犯罪の多発地域又は勤務する地域警察官が不在となる交番等をいう。</p>
24 総合運用(第 40条関係)	<p>(1) 第1項の「必要があると認める場合」とは、緊急配備対象事件その他重大な事件、事故等の発生に伴い、緊急に措置する必要がある場合をいう。</p> <p>(2) 第2項の「必要があると認める場合」とは、管内における警戒上の必要性、事件、事故等の重大性その他の事情から、自署の警ら用無線自動車のみではその対応が困難である場合をいう。</p>
25 地域警察事務 (第45条関係)	<p>(1) 警察署における地域警察事務勤務の所掌する事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。</p>

	<p>ア 企画係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 地域警察の運営に関する企画及び実施並びに地域警察の統計に係る業務</li> <li>(イ) 他課・係との連絡調整</li> <li>(ウ) 関係機関、団体等との連絡調整</li> </ul> <p>イ 実務指導係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 若手警察官の職務執行能力の早期向上を図るための各種事件、事故等の処理に対する検証及び当該検証の結果に基づく具体的指導教養（特に捜査手続及び捜査書類の作成に関する指導教養）</li> <li>(イ) 各種事件、事故等の処理に関し、当該事件、事故等の捜査（調査を含む。）を主管する課・係との連絡調整</li> <li>(ウ) 若手警察官の取扱いが予想される各種事件、事故等における初動措置、作成書類等に関する指導教養</li> </ul> <p>ウ 指令係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 警察署における通信指令業務の処理</li> <li>(イ) 通信指令業務に従事する警察職員の指揮</li> <li>(ウ) 通信指令技能向上に必要な知識・技能の指導教養</li> </ul> <p>エ 地域係（交番等で勤務するものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 事件、事故等の初動措置及び第一次的な現場指揮</li> <li>(イ) 交番又は駐在所相互間の連絡調整</li> <li>(ウ) 地域住民からの警察安全相談、要望等の処理</li> <li>(エ) アの事項からウの事項までに掲げる係を置かない警察署にあっては、それぞれ当該アの事項からウの事項までに掲げる事務</li> </ul> <p>(2) 実務指導係は、若手警察官育成のための独任的職であることから、他の係と兼務させることはできないものである。</p>
<p>26 交番相談員 (第46条関係)</p>	<p>署長は、所管区の実態を勘案し、不在状態の常態化等によりその活動を援助する必要があると認める交番に交番相談員を配置し、交番相談活動を行わせるものである。</p>